

徳島大学COCプラスFD委員会設置要項

平成27年12月15日

学長制定

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島大学COCプラス推進本部設置要項第9条第2項の規定により、徳島大学COCプラスFD委員会（以下「FD委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 FD委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム（以下「プログラム」という。）による地域志向科目及びインターンシップ等のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する事。
- (2) FD地域人材育成フェスタ等のFD関連事業に関する事。
- (3) 委員会活動の成果報告に関する事項
- (4) その他プログラムに関する教育カリキュラムのFDに関する事項

(組織)

第3条 FD委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副理事（地域連携担当）
- (2) 副理事（COCプラス担当）
- (3) 総合教育センターキャリア支援部門長
- (3) COCプラスプログラム教員会議の委員のうちから選出された者
- (4) その他FD委員会が必要と認める者

2 前項第4号の委員は、FD委員会の推薦により、学長が命ずる。

(委員長及び副委員長)

第4条 FD委員会に委員長を置き、前条第1項第2号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 FD委員会に副委員長を置き、その選出は委員の互選とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 第3条第1項第3号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることが

できる。

(COCプラス推進コーディネーター等の出席)

第7条 COCプラス推進コーディネーターは、会議に出席し、委員長の求めにより意見を述べるものとする。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究・社会連携部地域創生課及び学務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月15日から実施する。